



富労基発0315第1号
令和3年3月15日

富山県社会保険労務士会会長 殿

富山労働局労働基準部長



社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により
提出代行を行う場合の取扱いについて

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、労働基準法等に基づく手続の電子申請のさらなる利用促進を図る観点から、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」といいます。）が電子申請により対象手続の提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、その実施に当たり、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、労働基準法等に基づく手続の電子申請につきまして、一層の御利用をお願い申し上げます。

記

第1 今般の変更の概要

下記第2の1に掲げる対象手続について、使用者又は労働者（以下「使用者等」といいます。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、社会保険労務士等が電子申請による提出代行を行うことを可能とすることとします。

本変更につきましては、令和3年4月1日から実施します。

第2 社会保険労務士等が電子申請により提出代行を行う際における今後の対応

1 対象手続

労働基準法（昭和22年法律第49号。労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びこれに基づく命令の規定並びに最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づく許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に係る手続並びに賃金の支払

の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条第2項に規定する認定の申請及び同令第14条第2項に規定する確認の申請に係る手続です。

2 添付する必要がある書類

下記(1)及び(2)のいずれも添付する必要があります。

(1) 提出代行に関する契約があることを証明する書面

提出代行に関する契約（以下「提出代行契約」といいます。）があることを証明する書面は、名称の如何にかかわらず、使用者等が自らの申請書等の提出に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかであって、使用者等による記名等がなされ、かつ、電子申請による提出代行時において当該提出代行契約が有効であることを確認できる、次のア又はイの書面をいいます。

ア 使用者等が社会保険労務士等に対して提出代行を委託したことを証明する証明書。ただし、当該証明の内容が電子申請による提出代行時において有効であることを、当該社会保険労務士等が証明したものに限り、具体的な記載事項につきましては、別紙を参考にしてください。ただし、当該記載事項すべてが記載されている場合には、別紙の様式に限るものではありません。

イ 提出代行契約の契約書。ただし、電子申請による提出代行時において当該契約が有効であることを、社会保険労務士等が余白などにおいて証明してください。

(2) 社会保険労務士証票の写し

社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）に基づく社会保険労務士証票の写しをいいます。

(3) (1)、(2)に係る書類については、電子申請時に、電子媒体（PDF形式等）で添付することにより提出する必要があります。また、電子媒体は、白黒で差し支えありません。

第3 留意事項

今回の対応は、電子申請の一層の利用促進の観点から、本年4月1日以降、使用者等が電子申請において電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することが不要となる手続について、社会保険労務士等が社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、電子申請による提出代行を行うことを可能とするものです。このため、本取扱いは、上記第2の1に掲げる対象手続に限られるものです。

提出代行に関する証明書

年 月 日

○事務所（勤務先事業所）名称 _____

○所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業場名称^{※1} _____

※1 個人の場合は不要

○住所又は事業場所在地 _____

○使用者等氏名^{※2} _____

※2 個人の場合はその氏名

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 _____
--------------------	--

社会保険労務士証票の写し（表面）
を貼付

社会保険労務士証票の写し（裏面）
を貼付
※記載がある場合のみ

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう!

届出・申請可能な主な手続

- **労働基準法に定められた届出** **51種類**
時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)
就業規則(変更)届出
1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- **最低賃金法に定められた申請** **9種類**
最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

- ① e-Gov からアカウントを登録
- ② フォーマットに必要事項を入力

の2ステップで、届出・申請が可能になります!

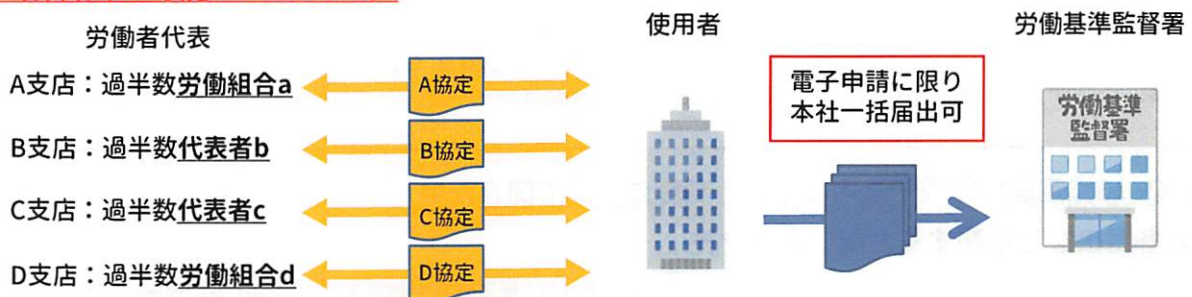


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

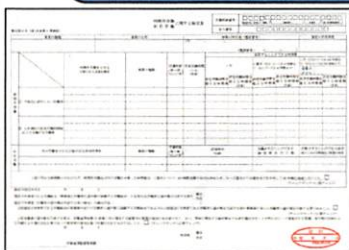
これまでの、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
について受付印を受け取ることができます。




電子申請 の利用方法・お問合せ先は **裏面** をご確認ください

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署


電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから電子申請が利用できます。
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは

e-Gov 
を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、e-Gov  で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金はご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>

「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」